

	(1) 省略				
	(2) 省略				
	(3) 省略				
24 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事務	1 第一種指定化学物質に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 省略				
	(3) 省略				
25 水質汚濁防止法の施行に関する事務	1 排出水の排出の規制に関すること。				
	(1)～(7) 省略				
	2 省略				
	3 水質汚濁の防止等に関すること。				
	(1)・(2) 省略				
	(3) 省略				
	(4) 省略				
(5) 省略					
	(6) 省略				

	(7) 登録の取消し等（旧法第17条、第31条第2項、第33条）			○		
	(8) 省略					
	(9) 指導及び助言（旧法第42条第1項）				○	
	(10) 勧告（旧法第43条第1項、第2項、第4項、第64条第1項）				○	
	(11) 措置命令（旧法第43条第6項、第64条第2項）			○		
	(12) 省略					
	(13) 省略					
24 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事務	1 第一種指定化学物質に関すること。					
	(1) 排出量等の届出に係る経由及び意見の提出（第5条第3項）				○	
	(2) 省略					
	(3) 省略					
	(4) 省略					
	2 電子情報処理組織の使用に関すること。					
	(1) 届出に係る処理（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第9条第2項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）第12条第2項）					○
	(2) 届出事項の変更及び廃止の届出の受理（省令第12条第3項）					○
	(3) 停止（省令第12条第4項）					○
	3 指定化学物質等取扱事業者への技術的な助言及びその他の措置（第17条第3項）					○
25 水質汚濁防止法の施行に関する事務	1 排出水の排出の規制に関すること。					
	(1)～(7) 省略					
	(8) 改善命令等（第13条第1項、第3項、第13条の2第1項）				○	
	(9) 事故時の措置命令（第14条の2第3項）				○	
	(10) 地下水の水質の浄化に係る措置命令（第14条の3第1項、第2項）				○	
	2 省略					
	3 水質汚濁の防止等に関すること。					
	(1)・(2) 省略					
	(3) 地下水の水質測定の協力要請（第16条の2）					○
	(4) 省略					
(5) 省略						
(6) 省略						
(7) 行政機関の長に対する措置の要請（第23条第4項）					○	
(8) 行政機関の長との協議（第23条第6項）					○	
(9) 省略						

26 瀬戸内海環境保全特措置の施行に関する事務	1～3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
27 ゴルフ場における農薬使用の適化に関する事務	1 農薬取締法の施行に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) ゴルフ場の経営者に対する農薬使用に関する環境大臣又は農林水産大臣への報告（第13条第2項）				○
	2 省略				
28 土壌汚染対策法の施行に関する事務	1 土壌汚染状況調査に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 省略				
29 愛媛県土砂等埋立て等による土壌の	1・2 省略				

26 瀬戸内海環境保全特措置の施行に関する事務	1～3 省略					
	4 特定施設の設置及び構造等変更の許可（第5条第1項、第8条第1項）				○	
	5 許可申請の概要の縦覧並びに関係府県の知事及び市町の長の意見の聴取（第5条第4項、第5項、第8条第3項）				○	
	6 特定施設に係る変更等届出の受理（第7条第2項、第8条第4項、第9条、第10条第3項）				○	
	7 違反に対する措置命令（第11条）				○	
	8 省略					
	9 省略					
	10 指導、助言及び勧告（第12条の5）				○	
	11 報告の徴収（第12条の6）				○	
	27 ゴルフ場における農薬使用の適化に関する事務	1 愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱（平成元年9月16日制定）の施行に関すること。				
		(1) ゴルフ場の経営者からの報告の受理（第3条第2項、第3条の2第2項、第8条第2項、第11条第2項）				○
2 農薬取締法の施行に関すること。						
(1) ゴルフ場の経営者に対する農薬の安全知識の普及、情報の提供及び農薬使用に関する助言、指導その他の援助（第12条の4）					○	
(2) 省略						
28 土壌汚染対策法の施行に関する事務	3 省略					
	1 土壌汚染状況調査に関すること。					
	(1) 調査結果の報告の受理（第3条第1項）				○	
	(2) 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認及び取消し（第3条第1項、土壌汚染対策法施行規則（以下この項において「省令」という。）第12条第5項）				○	
	(3) 有害物質使用特定施設の土地の所有者等への通知（第3条第2項）				○	
	(4) 報告等の命令（第3条第3項）				○	
	(5) 省略					
	(6) 省略					
(7) 届出の受理（省令第12条第4項、第7項）				○		
29 愛媛県土砂等埋立て等による土壌の	2～6 省略					
	1・2 省略					
	3 土砂基準に適合しない場合の住民への情報提供（第7条第2項）				○	
	4 土砂基準に適合しない場合の措置命令（第7条第2項）				○	
	5 水質基準に適合しない場合の措置命令（第7条第3項）				○	

汚染及び災害の防止に関する条例の施行に関する事務

30 愛媛県公害防止条例の施行に関する事務

31・32 省略

汚染及び災害の防止に関する条例の施行に関する事務

30 愛媛県公害防止条例の施行に関する事務

31・32 省略

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
廃棄物対策課	1 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
廃棄物対策課	1 省略				
	2 建設工事に係る資材の再	1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関すること。			
		(1) 助言又は勧告(第19条)			○
		(2) 措置命令(第20条)			○
	(3) 報告の徴収(第42条第2項)			○	

2 使用自動車再資源化に関する法律の施行に関する事務	1 省略				
3 廃物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	1 省略				
	2 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に関すること。				
	(1) 設置及び変更の許可(第8条第1項、第9条第1項)			○	
	(2)～(7) 省略				
	(8) 許可の取消し、改善命令及び使用停止命令(第9条の2、第9条の2の2)			○	
3 省略					

資源化等に関する法律の施行に関する事務	(4) 立入検査(第43条第1項)				○
3 使用自動車再資源化に関する法律の施行に関する事務	1 解体業及び破碎業の許可の取消し及び事業の停止命令(第66条、第72条)				○
	2 省略				
	3 県警察本部長の意見の聴取(第125条第2項)				○
	4 関係行政機関等に対する照会又は協力の要請(第127条)				○
	5 立入検査(第131条第1項)				○
4 廃物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	1 省略				
	2 一般廃棄物処理施設に関すること。				
	(1) 設置及び変更の許可(第8条第1項、第9条第1項)				
	ア 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの				○
	イ ア以外のもの				○
	(2)～(7) 省略				
	(8) 許可の取消し、改善命令及び使用停止命令(第9条の2、第9条の2の2)				
	ア 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの				○
	イ ア以外のもの				○
	(9) 譲受け又は借受けの許可(第9条の5第1項)				○
	(10) 設置法人の合併又は分割の認可(第9条の6第1項)				○
	3 産業廃棄物処分量及び特別管理産業廃棄物処分量に関すること。				
	(1) 業の許可(第14条第6項、第14条の4第6項)				○
	(2) 変更の許可(第14条の2第1項、第14条の5第1項)				○
	(3) 業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出の受理(第7条の2第3項、第14条の2第3項、第14条の5第3項)				○
(4) 県警察本部長の意見の聴取(第23条の3第1項)				○	
4 省略					
5 産業廃棄物再生利用業者の指定に関すること。					
(1) 再生輸送業者の指定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)第9条、愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則(以下この項において「規則」という。)第2条)				○	

4 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に関すること。				
(1) 設置及び変更の許可（第15条第1項、第15条の2の5第1項）		○		
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 許可の取消し、改善命令及び使用停止命令（第15条の2の6、第15条の3）		○		
(9) 県警察本部長の意見の聴取（第23条の3）				○
5 省略				
6 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関すること。				
(1) 指定区域の指定（第15条の17第1項、第2項）			○	
(2) 指定区域の指定の解除（第15条の17第2項、第4項、第5項）			○	
7 省略				
8 廃棄物再生事業者に関すること。				
(1) 登録（第20条の2第1項）			○	
(2) 登録事項の変更の届出の受理（政令第20条）				○
(3) 事業場の休廃止の届出の受理（政令第21条）				○
(4) 登録の取消し（政令第22条）			○	
4 省 略				

(2) 再生活用業者の指定（省令第10条の3、規則第3条）				○
(3) 再生利用者の変更の指定（規則第4条）				○
(4) 再生利用業の廃止又は変更の届出の受理（規則第5条）				○
(5) 再生利用者指定の取消し等（規則第6条）				○
(6) 産業廃棄物の再生利用実績報告書の受理（規則第8条）				○
(7) 再生利用者指定証の再交付（規則第9条）				○
6 _____ 産業廃棄物処理施設に関すること。				
(1) 譲受け又は借受けの許可（第9条の5第1項、第15条の4）				○
(2) 設置法人の合併又は分割の認可（第9条の6第1項、第15条の4）				○
(3) 設置及び変更の許可（第15条第1項、第15条の2の5第1項）				
ア 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの			○	
イ ア以外のもの				○
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 許可の取消し、改善命令及び使用停止命令（第15条の2の6、第15条の3）				
ア 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの			○	
イ ア以外のもの				○
7 省略				
8 省略				
9 廃棄物再生事業者に関すること。				
(1) 登録（第20条の2第1項、政令第16条）				○
(2) 登録事項の変更の届出の受理（政令第18条）				○
(3) 事業場の休廃止の届出の受理（政令第19条）				○
(4) 登録の取消し（政令第20条）				○
5 省 略				

5	ポ リ 塩 化 ビ フェ ニ ル 廃 棄 物 の 正 適 な 処 理 の 推 進 に 関 す る 特 別 措 置 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略					
6	省 略						
7	愛 媛 県 産 業 廃 棄 物 適 正 処 理 指 導 要 綱 (平 成 3 年 8 月 愛 媛 県 告 示 第 1288 号) の 施 行 に 関 す る 事 務	1 県外産業廃棄物の処理の事前協議(第6条ただし書、第7条第2項、第3項)				○	
		2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び変更の事前協議(第7条第3項、第11条第1項、第2項、第5項)				○	
		3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び変更の指示(第11条第3項、第4項)					○
		4 必要な措置の勧告(第16条第1項)					○
		5 違反行為の停止命令(第16条第2項)					
		ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び変更の事前協議に係るもの					○
		イ ア以外のもの					○
6	命令に従わない者の公表(第16条第3項)					○	

備考 この表1の部、2の部及び3の部8の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「循環型社会推進監」とする。

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
自	1 自	1～9 省略				

6	ポ リ 塩 化 ビ フェ ニ ル 廃 棄 物 の 正 適 な 処 理 の 推 進 に 関 す る 特 別 措 置 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略					
		2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出の受理(第8条)				○	
		3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表(第9条)					○
		4 事業者の地位の承継の届出の受理(第12条第2項)					○
		5 指導及び助言(第14条)					○
		6 改善命令(第16条)				○	
		7 報告の徴収(第17条)					○
		8 立入検査等(第18条第1項)					○
7	省 略						
8	愛 媛 県 浄 化 槽 保 守 点 検 業 者 登 録 条 例 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 登録の取消し及び事業の停止命令(第16条第1項)				○	

備考 この表1の部から3の部まで及び4の部9の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「循環型社会推進監」とする。

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
自	1 自	1～9 省略				

然保課	然公園の施行に関する事務	10 風景地保護協定の締結等(第31条第1項、第4項、第5項、第32条、第34条、第35条)				○
		11~15 省略				
	2 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	1~14 省略				
	3・4 省略					
	5 愛媛県自然環境保全条例の施行に関する事務	1・2 省略				
		3 特別地区に関すること。				
		(1) 特別地区の指定(第18条第6項、第21条第1項から第3項まで)	○			
		(2) 特別地区内各種行為の許可(第21条第4項)			○	
(3) 応急措置の届出の受理(第21条第7項)				○		
4 野生動植物保護に関すること。						
(1) 野生動植物保護地区の指定(第18条第6項、第22条第1項、第2項)		○				
(2) 野生動植物保護地区内各種行為の許可(第22条第3項第6号)				○		
6 愛媛県自然海浜保全条例の施行に関する事務	1 省略					
7 省略						

然保課	然公園の施行に関する事務	10 風景地保護協定の締結等(第31条第1項、第4項、第5項、第32条から第35条まで)				○
		11~15 省略				
	2 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	16 案内標識等簡易施設の維持管理				○
		1~14 省略				
	3・4 省略					
	5 愛媛県自然環境保全条例の施行に関する事務	15 案内標識等簡易施設の維持管理				○
		1~2 省略				
		3 特別地区内各種行為の許可(第21条)				○
4 野生動植物保護地区内各種行為の許可(第22条)					○	
6 愛媛県自然海浜保全条例の施行に関する事務	5 普通地区内各種行為の届出の受理(第23条)				○	
	6・7 省略					
	8 標識の設置等(第34条)				○	
7 省略						

別表第5 (第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1~4 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1~4 省略					

5 生活保護の施行に関する事務	1 省略				
	2 社会福祉法人 が設置する保護施設に対する報告の徴収及び立入検査（第44条第1項）				○
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	6 省略				
7 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。 (1) 定款の認可（第31条第1項）	○			
	(2) 省略				
	(3) 省略				
	(4) 定款の変更の認可（第43条第1項）				○
	(5)～(8) 省略				
	(9) 合併の認可（第49条第2項）				○
	(10)～(12) 省略				
	(13) 業務の停止命令及び役員 の解職勧告（第56条第3項、 第5項）				○
	(14)～(17) 省略				
2・3 省略					
8～12 省略					
13 省略					

5 生活保護の施行に関する事務	1 省略				
	2 市町が設置する保護施設の設置の届出の受理（第40条第2項）				○
	3 社会福祉法人及び日本赤十字社（以下この部において「社会福祉法人等」という。）が設置する保護施設の認可（第41条）				○
	4 社会福祉法人等が設置する保護施設の休止及び廃止の認可（第42条）				○
	5 社会福祉法人等が設置する保護施設に対する報告の徴収及び立入検査（第44条第1項）				○
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	15 省略				
	16 省略				
	17 省略				
6 省略					
7 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。 (1) 省略				
	(2) 定款の認可（第32条）				○
	(3) 省略				
	(4) 定款の変更の認可（第32条、第43条第2項）				○
	(5)～(8) 省略				
	(9) 合併の認可（第32条、第49条第3項）				○
	(10)～(12) 省略				
	(13) 業務の停止命令及び役員 の解職勧告（第56条第3項 ）				○
	(14)～(17) 省略				
2・3 省略					
8～12 省略					
13 旧愛媛県低所得世帯子弟学奨励補助金給付規則の施行に関する事務	1 給費生に対する就学奨励補助金の返還命令（第12条）				○
14 省略					

14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 精神障害者社会復帰施設に関すること。 (1) 省略 (2) 改善及び事業の停止命令（第50条の2の5、障害者自立支援法附則第48条）		○	
19	老人福祉法の施行に関する事務	1 特別養護老人ホームに関すること。 (1)・(2) 省略			
20	介護保険法の施行に関する事務	1 指定介護老人福祉施設に関すること。 (1) 居宅サービス等を行つた者等に対する報告等の命令及び質問（第24条第1項） (2) 被保険者等に対する報告の命令等（第24条第2項） (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略			○ ○

15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	身体障害者福祉法の施行に関する事務	1 身体障害者社会参加支援施設の監査の計画及び実施			○
19	省略				
20	旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 精神障害者社会復帰施設に関すること。 (1) 省略 (2) 改善及び事業の停止命令（第50条の2の5第1項、障害者自立支援法附則第48条）		○	
21	老人福祉法の施行に関する事務	1 市町以外の者が設置する特別養護老人ホームに関すること。 (1)・(2) 省略			
22	介護保険法の施行に関する事務	1 市町以外の者が設置する指定介護老人福祉施設に関すること。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
医療対策室	1 医療法の施行に関する事務	1～15 省略			
		16 社会医療法人の認定（第42条の2第1項、第2項）		○	
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
医療対策室	1 医療法の施行に関する事務	1～15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			

25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	社会医療法人の認定の取消し及び収益業務の停止の命令(第64条の2)		○		
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
2～4	省略				
5	歯科技工法の施行に関する事務	1・2	省略		
		3	省略		
		4	省略		
6	省略				
7	理学療法士及び作業療法士の施行に関する事務	1	免許の取消し又は名称の使用停止命令に係る厚生労働大臣への意見の具申(第7条第2項)		○
8	視能訓練士の施行に関する事務	1	免許の取消し又は名称の使用停止命令に係る厚生労働大臣への意見の具申(第8条第2項)		○
9	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する事務	1	行政処分に係る他の都道府県知事への通知(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第13条)		○

24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
2～4	省略				
5	歯科技工法の施行に関する事務	1・2	省略		
		3	歯科技工所に対する改善命令(第24条)		○
		4	歯科技工所の使用の禁止(第25条)		○
		5	省略		
		6	省略		
6	省略				
7	臨床検査師等に関する法律の施行に関する事務	1	衛生検査所の登録(第20条の3)		○
		2	衛生検査所の登録の変更等(第20条の4)		○
		3	衛生検査所の検査業務に関する指示(第20条の6)		○
		4	衛生検査所の登録の取消し及び業務の停止命令並びに聴問の実施(第20条の7、第20条の8)		○
8	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する事務	1	施術者に対するその業務に関する指示(第8条)		○
		2	施術所の使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善命令(第11条)		○
		3	医業類似行為者に対する業務の停止及び禁止(第12条の3)		○
9	柔道整復法の施行に関する事務	1	柔道整復師に対するその業務に関する指示(第18条)		○
		2	施術所の使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善命令(第22条)		○

10 県立歯科技術専門学校に関する事務	1 授業料及び入学料の分納の許可及び納付の猶予（愛媛県立歯科技術専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例第8条、愛媛県立歯科技術専門学校学則第22条第1項）				○
	2 授業料等の減免（愛媛県立歯科技術専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例第8条、愛媛県立歯科技術専門学校学則第23条第2項、第3項）				○
11 保健師助産師看護師法の施行に関する事務	1 省略				
	2 准看護師の免許の取消し、業務の停止命令及び戒告（第14条第2項）				○
	3 准看護師の再免許（第12条第4項、第5項、第14条第3項）				○
	4 准看護師に行政処分を行う場合の准看護師試験委員の意見の聴取（第15条第2項）				○
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 准看護師再教育研修の受講命令（第15条の2第2項）				○
	13 准看護師再教育研修を修了した旨の登録（第15条の2第4項、第5項）				○
	14 省略				
	15 省略				
	16 准看護師の免許証の返納の受理（政令第8条第2項、第4項）				○
	17 省略				
	18 准看護師養成所に関すること。				
(1) 指定（第22条第2号）			○		
(2) 変更の承認（政令第13条第1項、第20条）				○	
(3) 変更の届出の受理（政令第13条第2項、第20条）				○	
(4) 報告の受理（政令第14条、第20条）				○	
(5) 報告の徴収及び指示（政令第15条、第20条）				○	
(6) 指定の取消し（政令第16条、第20条）			○		
12 省略					
13 母体保護法の施行に関する事務	1 受胎調節実地指導員の指定（第15条、母体保護法施行令（以下この部において「政令」という。）第1条第1項）				○
	2 受胎調節実地指導員の指定の取消し（第39条第2項）				○
	3 受胎調節実地指導員の標識の交付（政令第1条第2項）				○

10 保健師助産師看護師法の施行に関する事務	1 省略				
	2 准看護師の免許の取消し、業務の停止命令及び再免許の付与（第14条）				○
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
11 省略	11 省略				
	12 省略				
	11 省略				
12 母体保護法の施行に関する事務	1 受胎調節実地指導員の指定（第15条）				○
	2 受胎調節実地指導員指定証の訂正及び再交付並びに指定の取消し（母体保護法施行令第3条、第5条、母体保護法施行規則第15条）				○

	4 被指定者名簿の作成（政令第2条）				○
	5 指定証の訂正（政令第3条）				○
	6 住所変更の届出の受理及び名簿作成者への通知（政令第4条）				○
	7 指定証等の再交付（政令第5条）				○
14 省略					
15 県立看護専門学校に関する事務	1 授業料及び入学料の分納の許可及び納付の猶予（愛媛県立看護専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例第8条、愛媛県立看護専門学校学則第30条第1項）				○
	2 授業料等の減免（愛媛県立看護専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例第8条、愛媛県立看護専門学校学則第31条第2項、第3項）				○

13 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の施行に関する事務	1 学校及び養成所の指定及び変更承認並びに指定の取消しに関する申請書の進達（第2条、第3条、第15条）				○
	2 准看護師養成所の指定及び指定の取消し（第4条、第14条、第15条）				○
	3 准看護師養成所の変更の承認（第4条）				○
	4 准看護師養成所に対する報告の徴収及び必要な指示（第13条）				○
14 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
健康増進課	1～2 省略				
	3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1～10 省略			
		11 精神障害者保健福祉手帳に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
		(3) 省略			
		(4) 省略			
	4 感染症予防及び感染症患者に対する医療に関する法	1～3 省略			
		4 消毒その他の措置に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
		5 医療に関すること。			
	(1)～(7) 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
健康増進課	1～2 省略				
	3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1～10 省略			
		11 精神障害者保健福祉手帳に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
		(3) 返還命令（第45条の2第3項、第5項）			○
		(4) 省略			
		(5) 省略			
	4 感染症予防及び感染症患者に対する医療に関する法	1～3 省略			
		4 消毒その他の措置に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
(3) 建物への立入制限等の措置の実施に係る掲示（第36条第3項）				○	
5 医療に関すること。	(1)～(7) 省略				
	(8) 感染症指定医療機関への報告の徴収及び検査等（第43条第1項）			○	

律の施行に関する事務	(8) 省略				
	6 新感染症に関すること。				
	(1)~(3) 省略				
	(4) 省略				
	7 省略				
5~11 省略					
12 健康増進法の施行に関する事務	1・2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
13 児童福祉法の施行に関する事務	1 省略				
14 母子保健法の施行に関する事務	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
15 省略					
16 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 自立支援医療費_____に関すること。				
	(1)~(13) 省略				
	2 省略				

律の施行に関する事務	(9) 省略				
	6 新感染症に関すること。				
	(1)~(3) 省略				
	(4) 建物への立入制限等の措置の実施に係る掲示（第36条第3項、第50条第4項）				○
	(5) 省略				
7 省略					
5~11 省略					
12 健康増進法の施行に関する事務	1・2 省略				
	3 特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定（第21条第1項）				○
	4 省略				
13 児童福祉法の施行に関する事務	1 療育の給付の決定（第21条の9）				○
	2 省略				
14 母子保健法の施行に関する事務	1 養育医療の給付の決定（第20条）				○
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
15 省略					
16 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 自立支援医療費（育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。				
	(1)~(13) 省略				
	2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
薬務衛生課	1 薬事法の施行に関する事務	1 薬局に関する情報に関すること。			
		(1) 報告の受理（第8条の2第1項）			○
		(2) 変更の報告の受理（第8条の2第2項）			○
		(3) 報告内容の確認に係る情報提供の要求（第8条の2第4項）			○
		(4) 報告事項の公表（第8条の2第5項）			○
		(5) 報告の命令等（第72条の3）		○	
		2 省略			
3 薬種商販売業の許可（第24条第1項、第28条第1項、政令第44条第1項、省令第146条第3項）			○		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
薬務衛生課	1 薬事法の施行に関する事務				
		1 省略			
2 薬種商販売業に関すること。					

						(1) 許可（第24条第1項、第28条第1項、政令第44条第1項、省令第146条第3項）				○
						(2) 許可の更新（第24条第2項、政令第44条第1項）				○
						(3) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、第153条）				○
						(4) 構造設備の改善命令等（第72条第4項）			○	
						(5) 業務運営改善等の措置命令（第72条の3）			○	
						(6) 許可の取消し等（第75条第1項）			○	
						(7) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）			○	
						(8) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項）				○
						(9) 許可証の再交付（政令第46条第1項）				○
						(10) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条）				○
						(11) 許可台帳の備付け（政令第48条）				○
	4 省略					3 省略				
	5 省略					4 省略				
	6 省略					5 省略				
	7 省略					6 省略				
2～4 省略						2～4 省略				
5 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務	1 省略					1 省略				
	2 麻薬の取扱いに関すること。					2 麻薬の取扱いに関すること。				
	(1) 廃棄の届出の受理（第29条）					(1) 事故及び廃棄の届出の処理（第29条、第35条）				○
	(2) 事故の届出の処理（第35条第1項、第3項）					(2) 省略				○
(3) 省略					3～8 省略					
6～8 省略						6～8 省略				
9 温泉法の施行に関する事務	1～3 省略					1～3 省略				
						4 温泉の公共の浴用又は飲用にすること。				
						(1) 許可（第4条第2項、第15条第1項、第4項）				○
						(2) 合併又は分割の承認（第4条第2項、第16条第1項、第2項）				○
						(3) 相続の承認（第4条第2項、第17条第1項、第3項）				○
						(4) 温泉の成分等の掲示の届出の受理（第18条第3項）				○
						(5) 温泉利用の廃止の届出の受理（規則第17条）				○
						(6) 氏名等の変更の届出の受理（規則第22条）				○
						(7) 掲示内容の変更命令（第18条第5項）				○
					(8) 改善の指示（第30条）				○	
					(9) 許可の取消し（第31条第1項）				○	

	4 省略				
	5 省略				
10～24 省略					

	(10) 措置命令(第31条第2項)			○	
	5 省略				
	6 省略				
10～24 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	
子育て支援課	1 次世代育成支援対策推進法の施行に関する事務	1 行動計画に関すること。 (1)・(2) 省略					
		2 省略					
	2～5 省略						
	6 補助金の交付等に関する事務	1 省略					
		2 省略					
		3 省略					
	7・8 省略						
	9 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童福祉施設に関すること。 (1)～(5) 省略					
			(6) 省略				
			(7) 省略				
(8) 省略							
(9) 省略							
(10) 省略							
(11) 省略							
(12) 省略							
2～4 省略							
10 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
子育て支援課	1 次世代育成支援対策推進法の施行に関する事務	1 行動計画に関すること。 (1)・(2) 省略				
		(3) 市町行動計画についての助言(第10条)				○
	2 省略					
	2～5 省略					
	6 補助金の交付等に関する事務	1 省略				
		2 入所児童援護事業の実施				○
		3 省略				
		4 省略				
	7・8 省略					
	9 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童福祉施設に関すること。 (1)～(5) 省略	(6) 報告の徴収又は立入調査等(第59条第1項)			
(7) 勧告に従わない旨の公表(第59条第4項)					○	
(8) 事業の停止及び施設の閉鎖命令(第59条第5項、第7項)					○	
(9) 施設の運営状況等の公表(第59条の2の5第2項)						○
(10) 省略						
(11) 省略						
(12) 省略						
(13) 省略						
(14) 最低基準向上の勧告(児童福祉施設最低基準(以下この部において「最低基準」という。)第3条第1項)						○
(15) 省略						
(16) 省略						
(17) 児童の遊びを指導する者の認定(最低基準第38条第2項)						○
(18) 省略						
2～4 省略						
10 省略						
11 愛媛県等代替職員制	1 任用の承認及び変更承認(市町立の保育所及び母子生活支援施設並びにへき地保育所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものを除く。)(第四の5)				○	

11 省略					
12 省略					
13 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。 (1) 定款の認可(第31条第1項) (2) 省略 (3) 定款の変更の認可(第43条第1項) (4)~(7) 省略 (8) 合併の認可(第49条第2項) (9)~(12) 省略 2 社会福祉事業に関すること。 (1) 省略	○		○	

度実施要綱(昭和51年12月6日付け福祉部長通知)に関する事務	2 雇用関係解消等の届出の受理(第四の6)				○
12 省略					
13 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則の施行に関する事務	1 手当の支給決定(第5条) 2 手当の支給停止(第7条) 3 受給者の変更の承認(第8条) 4 手当に関する届出の受理及び証書の再交付(第9条、第10条) 5 手当の返還命令(第11条)				○
14 省略					
15 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。 (1) 省略 (2) 定款の認可(第32条) (3) 定款の変更の認可(第32条、第43条第2項) (4)~(7) 省略 (8) 合併の認可(第32条、第49条第3項) (9)~(12) 省略 2 社会福祉事業に関すること。 (1) 放課後児童健全育成事業の開始、変更及び廃止の届出の受理(第64条) (2) 省略		○	○	○

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障害福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。 (1) 定款の認可(第31条第1項) (2) 省略 (3) 定款の変更の認可(第43条第1項) (4)~(7) 省略 (8) 合併の認可(第49条第2項) (9)~(12) 省略	○		○	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障害福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。 (1) 省略 (2) 定款の認可(第32条) (3) 定款の変更の認可(第32条、第43条第2項) (4)~(7) 省略 (8) 合併の認可(第32条、第49条第3項) (9)~(12) 省略 2 社会福祉事業に関すること。		○	○	

2 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 省略				
	2 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に関すること。				
	(1) 措置命令に係る公示（第49条第6項）				○
	(2) 指定、変更等の届出、指定の辞退及び指定の取消しに係る公示（第51条）				○

	(1) 社会福祉施設の設置及び変更の許可（第62条、第63条）			○	
	(2) 第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理（第69条）				○
	(3) 市町村以外の者が設置する社会福祉施設の設置者に対する報告の徴取等（第70条）				○
	(4) 社会福祉施設の改善命令及び許可の取消し等（第71条、第72条）			○	
2 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 省略				
	2 指定障害福祉サービス事業者に関すること。				
	(1) 指定（第29条第1項、第51条第1号）				○
	(2) 指定の変更（第37条第1項）				○
	(3) 指定の更新（第41条第1項）				○
	(4) 変更及び廃止の届出等に係る公示（第51条第2号）				○
	(5) 勧告（第49条第1項）				○
	(6) 勧告に従わない旨の公表（第49条第4項）				○
	(7) 措置命令（第49条第5項、第6項）				○
	(8) 指定の取消し（第50条第1項、第51条第4号）			○	
	3 指定障害者支援施設に関すること。				
	(1) 指定（第29条第1項、第51条第1号）				○
	(2) 指定の変更（第39条第1項）				○
	(3) 指定の更新（第41条第1項）				○
	(4) 勧告（第49条第2項）				○
	(5) 勧告に従わない旨の公表（第49条第4項）				○
	(6) 措置命令（第49条第5項、第6項）				○
	(7) 指定の取消し等（第50条第1項、第3項、第51条第4号）			○	
	(8) 指定の辞退に係る公示（第51条第3号）				○
	4 指定相談支援事業者に関すること。				
(1) 指定（第32条第1項、第51条第1号）				○	
(2) 指定の更新（第41条第1項）				○	
(3) 勧告（第49条第3項）				○	
(4) 勧告に従わない旨の公表（第49条第4項）				○	
(5) 措置命令（第49条第5項、第6項）				○	
(6) 指定の取消し等（第50条第1項、第4項、第51条第4号）			○		

3	省略			
4	省略			
5	省略			
6	省略			
7	省略			
8	自立支援給付に関する事務等の市町に対する助言等に係る計画の作成			○

(7)	変更等の届出に係る公示(第51条第2号)			○
5	省略			
6	省略			
7	障害福祉サービス事業等の開始、変更、廃止及び休止の届出の受理(第79条第2項から第4項まで)			○
8	障害福祉サービス(施設を必要とするものを除く)、相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターに関すること。			
(1)	報告の徴収及び立入検査(第81条第1項)			○
(2)	事業の停止命令等(第82条)		○	
9	市町が設置する障害者支援施設に関すること。			
(1)	設置の届出の受理(第83条第3項)			○
(2)	事業の停止命令等(第86条第1項)		○	
10	省略			
11	省略			
12	省略			
13	指定旧法施設支援の加算に係る届出の受理(障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月厚生労働省告示第522号)別表第1の1注3、4、第1の8注1から3まで、第1の9注、第1の10、第2の1注3、4、7、8、第2の8注1から3まで、第2の9注、第3の1注3、第3の8注1から3まで、第3の9注、第3の10、第4の1注3、4、第4の5注1、第4の9注1から5まで、第4の10注、第5の1注3、第5の5注1、第5の9注1から5まで、第5の10注、第6の6注)			○
14	介護給付費等の加算に係る届出の受理及び認定(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月厚生労働省告示第523号)別表第5の2注、第5の7注、第7の2注、第9の2注、第9の3注、第9の5注、第9の8注、第9の9注、第10の2注1から3まで、第10の7注1から3まで、第11の2注、第11の6注、第12の2注、第12の5注、第12の7注1、2、第12の8注、第13の2注、第13の3注、第13の8注、第13の9注、第14の2注、第14の3注、第14の8注、第15の2注、第15の3注、第15の4注、第15の9注、第16の2注、第16の5注)			○